

燃えるごみ

出す日 週2回
(資源物・ごみ収集日割表参照)

時間 朝8時30分まで

場所 ごみ集積所

燃えるごみ指定袋

20リットル
30リットル
45リットル

3種類

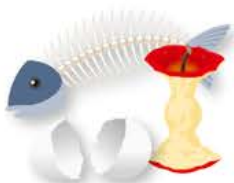
指定袋に入れて
出してください。
袋の口は
結んでください。

家庭用 600ℓ
燃えるごみ指定袋

東海村

燃えるごみ(主なもの)

生ごみ



水切りをしましょう。

紙おむつ



汚物は取り除きましょう。

枝葉



詳しくは次ページ参照。

プラスチック製品



バケツ、プラスチック製おもちゃなど。

資源にならない紙くず



革製品



金具が取り外せない場合は
燃えないごみへ。

ビデオテープ・CD・DVDなど



木製品



ぬいぐるみ



燃えるごみを出す際の注意点

- 紙マークが付いている紙製容器包装(菓子箱等)は、資源物として出してください。



- プラマークが付いているプラスチック製容器包装(詳しくは12ページ参照)は、資源物として出してください。



枝(枝葉)の処理方法

方法

1

集積所に燃えるごみとして出す【束ねて出す】

- 直径10cm以内・長さ50cm以内、1回のごみ出しで50kg以内である必要があります。
- しっかりと束ねて「粗大ごみ処理券」を貼ってください。
- 燃えるごみの日に出してください。

1本の太さ 10cm以内



長さ50cm以内

- 集積所に出せるごみは、一般家庭から出たものに限りです。(事業活動に伴うものは出せません)

方法

2

集積所に燃えるごみとして出す【袋に入れて出す】

- 直径10cm以内・長さ50cm以内、1回のごみ出しで50kg以内である必要があります。
- 指定ごみ袋若しくは指定ごみ袋以外の丈夫な袋に入れてください。
- 袋の口は結んでください。
- 指定ごみ袋以外の袋を使用する場合は、必ず「枝」と表示して「粗大ごみ処理券」を貼ってください。(枝葉以外のごみを入れた場合は回収されません)
- 燃えるごみの日に出してください。

- 一般家庭から出たものに限りです。(事業活動に伴うものは出せません)

方法

3

東海村清掃センターに直接持ち込む

- 長さは1m以内です。(ご自身で受入用コンテナに下ろしてください)
- 多量の持込の場合、受入制限があります。(1日当たり軽トラック2台分まで)
- 農作物(野菜等)の受入はできません。(クリーンセンターへお持ち込みください)
- 木の根の受入はできません。(細かくした上で、指定ごみ袋に入れて燃えるごみとして集積所に出すか、クリーンセンターへお持ち込みください)
- 50kg以内は無料です。

太さ制限はありません



長さ1m以内

- 一般家庭から出たものに限りです。(事業活動に伴うものは出せません)

方法

4

ひたちなか・東海クリーンセンターに直接持ち込む

- 長さは2m以内かつ直径10cm以内です。
- 受入量の制限はありません。
- 50kg以内は無料です。

1本の太さ 10cm以内



長さ2m以内